

佐世保市産業支援センター 多目的室のご使用にあたって

多目的室の適切な管理・運営のため、ご使用の際は次の事項にご理解、ご協力をお願いします。

■使用の申し込み

使用したい日の2週間前までに、使用許可申請書（様式第3号）を市商工労働課へ提出。

■施設の開館時間

平日9時～17時（行政主催、貸事務室入居者はこの限りではありません）

■使用料金

○部屋の使用料：1時間410円（税込）

※使用日前日までにお支払いください。お支払いは、市が、施設使用許可通知書と一緒に発行する「納入書」に納期限を記載しますので、期限までに金融機関でお振込みください（納入書は切り取らず、そのまま金融機関へお持ちください）。金融機関で使用許可通知書を提示する必要はありません。振り込み済の使用料は、原則返金できません。

○冷暖房費：1時間670円

※使用した場合は使用日以降に納付。使用者には後日市から納付書を発送します。

<次の場合は使用を認めません>

- ①産業の振興と関連のない目的で使用する場合。
- ②営利をあげることを主目的として使用する場合。
- ③振動や音等により、階下や他の使用者の使用に支障をきたす恐れがある場合。

■使用時の注意事項

主催者はもちろん、来館者にも周知を徹底してください。

①主催者は、使用日当日の開始時間前までに、市が発行した施設使用許可通知書（様式第2号）（コピー可）と、部屋の使用料を金融機関で支払った際の「納入通知書兼領収証書」（原本で領収日付印が押してある状態）を持って、産業支援センター1階支援室にお越しください。

②駐車場の貸し出しは行いません。

③館内は禁煙です。喫煙は建物裏駐車場の外付け灰皿を設置している場所のみで行い、火気の取り扱いにご注意ください。主催者は事前に喫煙場所を確認してください。

④ゴミは全て持ち帰ってください。

⑤騒音、振動を立てないでください。

⑥利用後、机、イス等を基の位置に戻し、多目的室、ロビー、トイレの窓を閉めてください。

※使用状態が悪い場合、次回の使用をお断りする場合があります。

ご不明な点は、市役所商工労働課へお尋ねください。

電話（0956）24-1111